平成２１年（フ）第３１９号
大分市舞鶴町２丁目３番15号
債務者　石渡　智子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　破産債権の届出期間　平成21年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月６日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２８号
広島県安芸高田市吉田町常友1359番地１　ナンバアパート８号
債務者　岩田　順司
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３０号
広島県庄原市東城町川東358番地１
債務者　山口　千恵
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３５号
広島県三次市三次町101番地１　B棟202号
債務者　篠原　　亘
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３６号
広島県三次市三次町101番地１　B棟202号
債務者　篠原有希子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３７号
広島県三次市三次町64番地11
債務者　国広こと　市岡　千春
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第５０３号
熊本市上高橋２丁目17番25号
債務者　朝妻　晶子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５０４号
熊本市河内町河内1194番地
債務者　朝妻　光法
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５３１号
熊本市松尾町上松尾38番地１
債務者　前田　安幸
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２４９号
愛知県一宮市川田町５丁目31番地２コーポ大志102号
債務者　**荻**本　久男
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１１１３号
福岡市早良区飯倉４丁目１番28号
債務者　大神　逸實
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

債権者集会等の期日

平成１８年（フ）第２２４３０号
東京都墨田区千歳１丁目１番８―206、開始決定時の住所東京都江戸川区中央１丁目15番２―101
破産者　川口　正人（旧姓澤崎・鳩）
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年８月26日午後４時
平成21年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止の取消決定確定

平成２１年（フ）第７７号
大津市萱野浦３番３号　アネックス瀬田105号、前住所滋賀県東近江市五個荘竜田町648番地３
申立人　山浦　文子
1　主文　平成21年５月21日にした破産手続開始決定及び破産手続廃止決定をいずれも取り消す。
2　決定確定日　平成21年６月９日
大津地方裁判所民事部

破産手続終結

平成１９年（フ）第１３７２号
福岡市城南区南片江２丁目25番53号
破産者　株式会社第一建材産業
1　決定年月日　平成21年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２３７号
福岡市早良区野芥７丁目21番35号
破産者　有限会社安河内物産
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第７８６号
熊本市長嶺東４丁目２番51号
破産者　株式会社徳山建設
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部